

# 公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和8年5月1日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

## 記

- 1 業務名 地域脱炭素推進支援 業務
- 2 業務期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
- 3 業務概要  
本市の2050年カーボンニュートラル実現や市域の温室効果ガス削減目標の達成に向け、国の動向や地域特性を踏まえた市域全体の脱炭素事業モデルを構築するとともに、庁内部局や民間事業者等の外部関係者との協議・合意形成を図り、将来的な国の交付金等の支援制度の活用を見据えた、実効性の高い事業スキーム及び事業実施に向けた詳細設計を取りまとめるものです。
- 4 プロポーザル方式の種類  
公募型プロポーザル方式（事前審査型）  
※審査は以下の2段階で実施し、最終的な受託候補者を1者決定します。  
① 一次審査(書面審査):提出された提案書等に基づき、事務局が上位3社を選定  
② 二次審査(プレゼンテーション審査):一次審査の通過者を対象に実施
- 5 仕様書のダウンロード  
参加を希望される方にパスワードを交付しますので、参加を希望される方は、巻末に示す佐世保市担当者にパスワード発行申込書をご提出のうえパスワードを受領し、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ仕様書を受領してください。  
申込期限は、令和8年5月13日（水）17時までとします。  
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 6 再委託の可否 可  
再委託を申請される場合は再委託申請書を提出してください。  
再委託は佐世保市が許可した範囲に限ります。すべての業務を再委託することはできません。  
また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。  
再委託申請書は落札後、佐世保市が指定する期限までに提出し、許可を受けてください。

## 7 契約上限価格

本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

6,183,000 円

## 8 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、次に掲げる(1)から(3)までの要件をすべて満たすこととします。

### (1) 参加要件①

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

v 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（以下、「基幹要綱」という。）第10条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

vi 佐世保市業務委託のプロポーザル実施に係る契約事務に関する要綱第18条第1項各号に規定する者が、本プロポーザルの審査委員会に属していないこと。

### (2) 参加要件②

下記の区分ごとの要件すべてを満たす方

#### i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

#### ii 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

### (3) 参加要件③

次の全てを満たすこと。

- i 国税（法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税）並びに地方税（佐世保市税、長崎県税又は本店所在地の市区町村税及び都道府県税）に滞納又は未納がないこと。
- ii 過去5年以内に、地方公共団体が発注した脱炭素施策支援業務又はこれに類する業務において、1件あたり300万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の受託実績があること。
- iii 上記の要件を満たす場合であっても、役員が重複している法人は、いずれか1社の参加しか認められない。

## 9 欠格要件

前項の参加要件に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

### (1) 欠格要件①

- i 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- iii 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- iv 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- v 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制

### (2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第10条第1項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

## 10 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとし、また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

## 11 提出書類

### (1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1「参加申請書」を提出してください。

提出期限は令和8年5月19日（火）17時までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類（証明書類は写しの提出可）

佐世保市に業者登録がない方は、参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。ただし、佐世保市に業者登録がある方は、下記 i 及び ii の書類の提出を省略することができます。なお、iii の書類については、業者登録の有無にかかわらずすべての事業者が提出する必要があります。

i 設立後の経過期間を証明する証明書

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

ii 下記の区分に応じた納税に未納、滞納がないことを証明する証明書

法人	佐世保市発行の 「市税に滞納がない証明書」  及び  長崎県発行の 「県税に滞納がない証明書」	税務署発行の 「様式その3の3（法人税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」
個人事業主	※佐世保市及び長崎県に納税義務を有しない者は、 本店又は主たる営業所の所在地における 「市町村税及び都道府県税の未納がない証明書」	税務署発行の 「様式その3の2（申告所得税及び消費税及び地方消費税に未納がない証明書）」

iii 過去5年以内に、地方公共団体が発注した脱炭素施策支援業務又はこれに類する業務について、1件あたり300万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の受託実績がわかる書類（一覧表及び契約書の写し）

12 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和8年5月21日（木）17時までにメールにより通知します。

13 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙2のとおりとします。
- ii 提出期限は令和8年5月22日（金）17時までとします。
- iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。
- iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。

14 提案者の選定（一次審査結果の通知）

一次審査（書面審査）の結果、二次審査（プレゼンテーション審査）の対象として選定された者（以下「二次審査対象者」という。）及び選定されなかった者に対しては、令和8年5月29日（金）17時までにメールにより通知します。  
なお、二次審査対象者に対しては、併せてプレゼンテーションの集合時間等を通知します。

15 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

辞退書提出期限：令和8年6月4日（木）17時まで

16 プレゼンテーション開催日等

日程：令和8年6月9日（火）

場所：佐世保市環境センター3階 大会議室

i 一次審査（書面審査）を通過した提案者を対象に、上記の日程でプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーションは提案者ごとに行いますので、提案者の方は、「来庁時間通知書」に示す時間に控室までお越しください。

ii プレゼンテーションへの参加人数は5人までとします。なお、本業務の配置予定技術者（統括責任者等）は必ず出席し、自ら説明を行ってください。

iii プレゼンテーションに必要な資機材のうち、下記の資機材は佐世保市で用意します。

- プロジェクター
- スクリーン
- 接続用HDMIケーブル

※上記以外の機材（プレゼンテーション用パソコン本体、レーザーポインター、HDMI以外の変換アダプタ等）が必要な場合は、提案者にてご用意ください。

iv プレゼンテーション当日、天変地異等不足の事態が発生した場合は、審議委員会の協議の上、後日プレゼンテーションの機会を設ける場合がある。

17 仕様書及び本通知への質問

i 質問は公募開始の日から令和8年5月13日（水）17時までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法はメールのみとし、電話での回答は行いません。

iii 質問回答は、令和8年5月15日（金）17時までに参加申請書を提出された方全員にメールにより回答します。

18 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙3のとおりとします。

## 19 審査基準

### i 審査項目及び配点

本プロポーザルにおける審査項目の詳細及び配点は、別紙4のとおりとします。

### ii 一次審査（書面審査）

提出された提案書等に基づき、事務局において一次審査（提案書評価：170点満点）を実施し、上位3社を二次審査の対象者として選定します。なお、同点の者が複数いることにより、選定される者が3社を超える場合は、当該同点者全員を二次審査の対象とします。

### iii 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者を対象に、審議委員会による二次審査を実施します。審査は委員1名あたり200点満点（提案書評価170点＋プレゼンテーション評価30点）で行います。※評価項目のうち、「公的認証の取得情報」「業務実績」「実施体制」「工程表」「参考見積書」の客観的項目については、一次審査における事務局の評価点をそのまま採用します。

### iv 価格点及び最終評価（受託候補者の選定）

二次審査における審議委員の評価点（7名の合計1,400点満点）に、以下の計算式により算出する「価格点（100点満点）」を加算した合計1,500点満点を「最終評価点」とし、最も得点が高い者を受託候補者として選定します。

#### 【価格点の計算式】

価格点 = 価格点の配点（100点） × （1 - 見積金額 / 契約上限額）

※算出結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入します。

### v 適正基準点

二次審査における適正基準点は840点（審議委員7名の合計1,400点満点の60%）とし、合計点が適正基準点未満の場合は受託候補者としません。

### vi 失格要件の特例等

合計点が適正基準点以上であっても、別紙4に示す審査項目に「評価レベル1」以下が含まれる場合は原則失格とします。ただし、該当する審査項目が1項目のみである場合は、審議委員会等において最高得点者の業務履行能力等について審議します。また、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合についても同様に審議を行い、いずれの場合も当該審議にて問題がないと判断されたときは受託候補者とすることができるものとします。

## 20 採点方法

### (1) 通常の採点

別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審議委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

### (2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

#### （特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった者を受託候補者とします。

- 21 同点となった場合の取り扱い
- (1) 通常の採点により同点となった場合
- i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。
- ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
- (2) 特例による採点により同点となった場合
- 評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
- 22 次点候補者の繰り上げ
- 受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。
- 23 提案者が一者の場合の取り扱い
- 提案者が一者の場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。
- 24 受託候補者への通知
- 令和8年6月16日（火）17時までにメールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった二次審査の対象者につきましても、同日時までにメールにより結果を通知します。
- 25 最終提案書
- 受託予定者となられた方は佐世保市担当者との協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。
- 26 契約の締結
- 最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。
- 27 契約保証金
- i 契約保証金について
- 契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。
- なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

## ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

### ① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

### ② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

## 28 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以上

佐世保市環境部ゼロカーボンシティ推進室
担当者 犬束
TEL 0956-24-1111
7210-16（内線）
mail zero@city.sasebo.lg.
FAX 0956-34-4477